

施設利用料金表

令和6年8月現在

特別養護老人ホーム 南山の郷

基本サービス費

| サービス区分 | 実施単位 | 要介護 | 単位数 | 利用者負担額 | | |
|---------|-------|------|--------|--------|---------|---------|
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 基本サービス費 | 1日につき | 要介護1 | 589 単位 | 629 円 | 1,258 円 | 1,887 円 |
| | | 要介護2 | 659 単位 | 704 円 | 1,408 円 | 2,112 円 |
| | | 要介護3 | 732 単位 | 782 円 | 1,564 円 | 2,346 円 |
| | | 要介護4 | 802 単位 | 857 円 | 1,713 円 | 2,570 円 |
| | | 要介護5 | 871 単位 | 931 円 | 1,861 円 | 2,791 円 |

※基本サービス費は、個室も多床室も同じ料金です。
 ※地域区分3級地のため1単位 10.68 円で計算されます。
 ※負担割合については、「介護保険負担割合証」をご確認ください。

介護保険負担限度額認定（対象となる方は下記の料金になります）

| 区分 | 対象者 | 居住費 | 食費 |
|------|---|---------------|---------|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給されている方 市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方 | 個室 380 円 | 300 円 |
| | | 多床室 0 円 | |
| 第2段階 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入とその他合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 個室 480 円 | 390 円 |
| | | 多床室 430 円 | |
| 第3段階 | ① <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入とその他合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 個室 880 円 | 650 円 |
| | ② <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入とその他合計所得金額の合計が120万円超の方 | 多床室 430 円 | |
| 第4段階 | <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の方（市町村民税課税世帯の方） | 個室 1,231 円 | 1,445 円 |
| | | 多床室 915 円 | |

※利用者負担段階につきましては、各市町村介護福祉・保険担当窓口までお問い合わせ下さい。また、利用者負担第4段階の方も（特例軽減措置）が受けられる場合があります。詳しくは上記同様、お問い合わせ下さい。

[多床室料金]

| 要介護度 | 所得段階 (上記参照) | 負担割合 | 介護保険料 | 居住費 (月額) | 食費 (月額) | 合計 (30日/月換算) |
|------|----------------|-----------|----------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 要介護1 | 第1段階 | 1割 | 26,519 円 | 0 円 (0 円) | 9,000 円 (300 円) | 35,519 円 |
| | 第2段階 | | | 12,900 円 (430 円) | 11,700 円 (390 円) | 51,119 円 |
| | 第3段階① | | | 12,900 円 (430 円) | 19,500 円 (650 円) | 58,919 円 |
| | 第3段階② | | | 40,800 円 (1,360 円) | 80,219 円 | |
| | 第4段階 | 2割 | 52,883 円 | 27,450 円 (915 円) | 43,350 円 (1,445 円) | 97,319 円 |
| | 3割 | 79,307 円 | | | 123,683 円 | |
| | | | | | | 150,107 円 |
| 要介護2 | 第1段階 | 1割 | 29,083 円 | 0 円 (0 円) | 9,000 円 (300 円) | 38,083 円 |
| | 第2段階 | | | 12,900 円 (430 円) | 11,700 円 (390 円) | 53,683 円 |
| | 第3段階① | | | 12,900 円 (430 円) | 19,500 円 (650 円) | 61,483 円 |
| | 第3段階② | | | 40,800 円 (1,360 円) | 82,783 円 | |
| | 第4段階 | 2割 | 58,011 円 | 27,450 円 (915 円) | 43,350 円 (1,445 円) | 99,883 円 |
| | 3割 | 86,999 円 | | | 128,811 円 | |
| | | | | | | 157,799 円 |
| 要介護3 | 第1段階 | 1割 | 31,750 円 | 0 円 (0 円) | 9,000 円 (300 円) | 40,750 円 |
| | 第2段階 | | | 12,900 円 (430 円) | 11,700 円 (390 円) | 56,350 円 |
| | 第3段階① | | | 12,900 円 (430 円) | 19,500 円 (650 円) | 64,150 円 |
| | 第3段階② | | | 40,800 円 (1,360 円) | 85,450 円 | |
| | 第4段階 | 2割 | 63,346 円 | 27,450 円 (915 円) | 43,350 円 (1,445 円) | 102,550 円 |
| | 3割 | 95,002 円 | | | 134,146 円 | |
| | | | | | | 165,802 円 |
| 要介護4 | 第1段階 | 1割 | 34,314 円 | 0 円 (0 円) | 9,000 円 (300 円) | 43,314 円 |
| | 第2段階 | | | 12,900 円 (430 円) | 11,700 円 (390 円) | 58,914 円 |
| | 第3段階① | | | 12,900 円 (430 円) | 19,500 円 (650 円) | 66,714 円 |
| | 第3段階② | | | 40,800 円 (1,360 円) | 88,014 円 | |
| | 第4段階 | 2割 | 68,444 円 | 27,450 円 (915 円) | 43,350 円 (1,445 円) | 105,114 円 |
| | 3割 | 102,664 円 | | | 139,244 円 | |
| | | | | | | 173,464 円 |
| 要介護5 | 第1段階 | 1割 | 36,844 円 | 0 円 (0 円) | 9,000 円 (300 円) | 45,844 円 |
| | 第2段階 | | | 12,900 円 (430 円) | 11,700 円 (390 円) | 61,444 円 |
| | 第3段階① | | | 12,900 円 (430 円) | 19,500 円 (650 円) | 69,244 円 |
| | 第3段階② | | | 40,800 円 (1,360 円) | 90,544 円 | |
| | 第4段階 | 2割 | 73,503 円 | 27,450 円 (915 円) | 43,350 円 (1,445 円) | 107,644 円 |
| | 3割 | 110,222 円 | | | 144,303 円 | |
| | | | | | | 181,022 円 |

[介護保険分]

| | サービス区分 | 実施単位 | 単位数 | 利用者負担額 | | | 概要 |
|------------------|--------------------|---------|-------|--------|-------|-------|------|
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 介護福祉施設加算 | 初期加算 (入所後30日まで) | 1日につき | 30 単位 | 32 円 | 64 円 | 96 円 | 下記参照 |
| | 看護体制加算 (I) □ | 1日につき | 4 単位 | 5 円 | 9 円 | 13 円 | |
| | 看護体制加算 (II) □ | 1日につき | 8 単位 | 9 円 | 17 円 | 26 円 | |
| | 日常生活継続支援加算 (I) | 1日につき | 36 単位 | 39 円 | 77 円 | 116 円 | |
| | 夜勤職員配置加算 (III) □ | 1日につき | 16 単位 | 17 円 | 34 円 | 51 円 | |
| | 個別機能訓練加算 (I) | 1日につき | 12 単位 | 13 円 | 26 円 | 39 円 | |
| | 個別機能訓練加算 (II) | 1月につき | 20 単位 | 22 円 | 43 円 | 64 円 | |
| | ADL維持等加算 (I) | ● 1月につき | 30 単位 | 32 円 | 64 円 | 96 円 | |
| | ADL維持等加算 (II) | | 60 単位 | 64 円 | 128 円 | 192 円 | |
| | 精神科医療養指導加算 | 1日につき | 5 単位 | 6 円 | 11 円 | 16 円 | |
| | 栄養マネジメント強化加算 | 1日につき | 11 単位 | 12 円 | 24 円 | 36 円 | |
| | 褥瘡マネジメント加算 (I) | ● 1月につき | 3 単位 | 4 円 | 7 円 | 10 円 | |
| | 褥瘡マネジメント加算 (II) | | 13 単位 | 14 円 | 28 円 | 42 円 | |
| | 高齢者施設等感染対策向上加算 (I) | 1月につき | 5 単位 | 6 円 | 11 円 | 16 円 | |
| | 科学的介護推進体制加算 (II) | 1月につき | 50 単位 | 54 円 | 107 円 | 161 円 | |
| 安全対策体制加算 (入所月のみ) | 1回につき | 20 単位 | 22 円 | 43 円 | 64 円 | | |

| | | | | | |
|----------------|------------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ） | 1日につき | 3 単位 | 4 円 | 7 円 | 10 円 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | 1月につき | 10 単位 | 11 円 | 22 円 | 32 円 |
| 協力医療機関連携加算（Ⅰ） | 1月につき | 100 単位 | 107 円 | 214 円 | 321 円 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 総単位数× 14.0% ×地域区分単価－介護保険給付額＝利用者負担額 | | | | |

上記の加算は、基本サービス費と一緒に必ずかかる加算です。

●印の加算は一定期間の評価により算定する単位数が変わります。

[加算について]

※初期加算とは…

入所した日からまたは30日以上入院を経て退院後の30日間算定されるものです。

※看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは…

常勤の看護師を1名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保していることで算定されるものです。

※日常生活継続支援加算（Ⅰ）とは…

重度の要介護者や認知症の入所者を多く占め、介護福祉士の有資格者を手厚く配置することで算定されるものです。

※夜勤職員配置加算（Ⅲ）とは…

夜勤の職員配置基準より1以上多く配置し喀痰吸引等の医療行為ができる介護職員を配置していることで算定されるものです。

※個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは…

機能訓練指導員が入所者個別で計画書を作成し訓練を行います。
計画内容等の情報を厚生労働省へ提出していることで算定されるものです。

※ADL維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは…

入所者の自立支援・重度化防止に繋がるサービス提供を行います。
情報を厚生労働省へ提出していることで算定されるものです。

※精神科医療養指導加算とは…

認知症である入所者を多く占め、精神科医が定期的に療養指導を行うことで算定されるものです。

※栄養マネジメント強化加算とは…

管理栄養士が入所者個別で計画書を作成し栄養管理を行います。
計画内容等の情報を厚生労働省へ提出していることで算定されるものです。

※褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは…

入所者の褥瘡発生について予防を目的とした計画書を作成し支援します。
計画内容等の情報を厚生労働省へ提出していることで算定されるものです。

※高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）とは…

施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を、医療機関から受けている場合に算定されるものです。

※科学的介護推進体制加算（Ⅱ）とは…

介護サービスの質向上のため、その評価と科学的介護の取組みを実施します。
情報を厚生労働省へ提出していることで算定されるものです。

※安全対策体制加算とは…

担当者中心に組織的な安全対策を実施する体制を整備することで入所当日のみ算定されるものです。

※認知症専門ケア加算とは…

国や自治体が実施・指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した職員が介護サービスを提供することで算定されるものです。

※生産性向上推進体制加算（Ⅱ）とは…

介護現場における生産性の向上に資する取組として、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の為に、見守り機器等のテクノロジーを導入している事業所に算定されるものです。

※協力医療機関連携加算（Ⅰ）とは…

病状の急変や診療の求めがあった場合等において、協力医療機関の医師又は看護師が相談対応や診療を行う体制常時確保している場合に算定されるものです。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）とは…

介護職員等の賃金等改善のために算定されるものです。

[個別加算]

| サービス区分 | 実施単位 | 単位数 | 利用者負担額 | | | |
|-----------------------|-------|-------------|----------|---------|---------|---------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 1日につき | 120 単位 | 129 円 | 257 円 | 385 円 | |
| 入院外泊時費用 | 1日につき | 246 単位 | 263 円 | 526 円 | 789 円 | |
| 外泊時在宅サービス利用費用 | 1日につき | 560 単位 | 598 円 | 1,196 円 | 1,794 円 | |
| 再入所時栄養連携加算 | 1回につき | 200 単位 | 214 円 | 428 円 | 641 円 | |
| 退所前訪問相談援助加算 | 1回につき | 460 単位 | 492 円 | 983 円 | 1,474 円 | |
| 退所後訪問相談援助加算 | | 460 単位 | 492 円 | 983 円 | 1,474 円 | |
| 退所時相談援助加算 | | 400 単位 | 428 円 | 855 円 | 1,282 円 | |
| 退所前連携加算 | | 500 単位 | 534 円 | 1,068 円 | 1,602 円 | |
| 退所時情報提供加算 | 1日につき | 250 単位 | 267 円 | 534 円 | 801 円 | |
| 経口移行加算 | 1日につき | 28 単位 | 30 円 | 60 円 | 90 円 | |
| 経口維持加算 (Ⅰ) | 1月につき | 400 単位 | 428 円 | 855 円 | 1,282 円 | |
| 経口維持加算 (Ⅱ) | | 100 単位 | 107 円 | 214 円 | 321 円 | |
| 療養食加算 | 1日につき | 6 単位 | 7 円 | 13 円 | 20 円 | |
| 特別通院送迎加算 | 1月につき | 594 単位 | 635 円 | 1,269 円 | 1,903 円 | |
| 配置医師緊急時対応加算 (勤務時間外) | 1回につき | 325 単位 | 348 円 | 695 円 | 1,042 円 | |
| 配置医師緊急時対応加算 (Ⅰ) 早朝・夜間 | | 650 単位 | 695 円 | 1,389 円 | 2,083 円 | |
| 配置医師緊急時対応加算 (Ⅱ) 深夜 | | 1,300 単位 | 1,389 円 | 2,777 円 | 4,166 円 | |
| 看取り介護加算 (Ⅱ) | 1日につき | 死亡日31日～45日前 | 72 単位 | 77 円 | 154 円 | 231 円 |
| | | 死亡日4日～30日前 | 144 単位 | 154 円 | 308 円 | 462 円 |
| | | 死亡日前日・前々日 | 780 単位 | 833 円 | 1,666 円 | 2,499 円 |
| | | 死亡日 | 1,580 単位 | 1,688 円 | 3,375 円 | 5,063 円 |
| 在宅復帰支援機能加算 | 1日につき | 10 単位 | 11 円 | 22 円 | 32 円 | |
| 在宅・入所相互利用加算 | 1日につき | 40 単位 | 43 円 | 86 円 | 129 円 | |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 1日につき | 200 単位 | 214 円 | 428 円 | 641 円 | |
| 新興感染症等施設療養費 | 1日につき | 240 単位 | 257 円 | 513 円 | 769 円 | |

概要

上記の加算は、必ずかかるものではなく一定の条件により個別に算定する加算です。

[加算について]

※若年性認知症利用者受入加算とは…

若年性認知症利用者に対し、担当者を中心にしてサービス提供することで算定されるものです。

※入院外泊時費用とは…

外泊・入院の際に算定されるものです。

※外泊時在宅サービス利用費用とは…

入所者が居宅で外泊中、介護老人福祉施設が提供する在宅サービスを利用した際に算定されるものです。

※再入所時栄養連携加算とは…

入退院時、管理栄養士間で連携して再入所後の栄養管理の調整を行った場合に算定されるものです。

※退所時等相談援助加算とは…

退所後の生活に支障が無いよう、相談援助や在宅サービスの調整を行う場合に算定されるものです。

※経口移行加算とは…

経管栄養の方が経口摂取を進めるために栄養管理を行う場合に算定されるものです。

※経口維持加算 (Ⅰ) (Ⅱ) とは…

経口による摂食機能障害のため、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に算定されるものです。

※療養食加算とは…

栄養士管理のもと、入所者に合った療養食を提供する際に算定されるものです。

※特別通院送迎加算とは…

透析が必要で、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある利用者について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合に算定されるものです。

※配置医師緊急時対応加算とは…

配置医師が施設の求めに応じ、通常の勤務時間外に訪問・入所者の診療を行う際に算定されるものです。

※看取り介護加算 (Ⅱ) とは…

医師が終末期と判断し、多職種が共同して看取りを行った際に死亡月に算定されるものです。

※在宅復帰支援機能加算とは…

退所後の在宅復帰支援を行い、かつ一定数以上の実現をしている際に算定されるものです。

※在宅・入所相互利用加算とは…

在宅生活継続のため、在宅・施設の介護支援専門員が連携し複数の利用者が
期間を定め介護老人福祉施設の同一の個室を計画的に利用する際に算定されるものです。

※認知症行動・心理症状緊急対応加算とは…

認知症状から在宅生活が困難と医師が判断した方を緊急で受け入れた際に算定されるものです。

※新興感染症等施設療養費…

新興感染症のパンデミック発生時において、施設内で感染した利用者に対して必要な感染対策や医療機関との
連携体制を確保した上で、感染した利用者を施設内で療養を行った場合に1月に連続する5日を限度として
算定されるものです。